
平成24年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成24年9月7日(金)

1. 議事日程第2号

平成24年9月7日(金) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第62号から議案第65号、議案第67号から議案第72号、議案第75号から議案第87号及び報告第4号から報告第6号)

第2 決算特別委員会の設置について

第3 決算特別委員会委員の選任について

第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第62号、議案第64号、議案第65号、議案第67号から議案第72号、議案第75号から議案第87号及び陳情3件)

第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第62号から議案第65号、議案第67号から議案第72号、議案第75号から議案第87号及び報告第4号から報告第6号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第62号、議案第64号、議案第65号、議案第67号から議案第72号、議案第75号から議案第87号及び陳情3件)

日程第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

出席議員(15名)

1 番 廣 澤 俊 幸

2 番 大 谷 徹 子

3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
12 番	清 藤 一 憲	13 番	藤 本 勝 美
14 番	片 山 博 雅	15 番	繁 田 弘 司
16 番	高 田 修 治		

欠席議員（1名）

11 番 宿 利 俊 行

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一 議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	教 育 長	本 田 昌 巳
総務課 長	帆 足 博 充	まちづくり 推進課 長	麻 生 太 一
環境防災課長兼 基地対策室長	中 島 圭 史	税 務 課 長	帆 足 浩 一
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	本 松 豊 美
建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	梅 木 良 政
商工観光振興 課 長	村 木 賢 二	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	山 本 五 十 六	教 育 総 務 課 長	穴 本 芳 雄
学校教育課長	米 田 伸 一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司
行 政 係 長	石 井 信 彦		

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、11番、宿利俊行君、病気治療のため欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は議案質疑となっております。

質疑に入る前に、平成23年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の決算監査について、監査委員に監査結果の報告を求めます。

代表監査委員中山キミ子さん。

○代表監査委員（中山キミ子君） おはようございます。監査委員の中山でございます。

平成23年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を藤本監査委員さんと実施しましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成23年度玖珠町歳入歳出決算基金運用状況を示す書類及び財政健全化の審査意見書1ページをお開きください。

審査について

第1 審査の対象

1. 平成23年度玖珠町一般会計歳入歳出決算
2. 平成23年度玖珠町特別会計歳入歳出決算
 - (1) 住宅新築資金等貸付事業
 - (2) 簡易水道
 - (3) 国民健康保険事業
 - (4) 介護保険事業
 - (5) 後期高齢者医療事業
3. 平成23年度各会計歳入歳出事項別明細書
4. 平成23年度各会計実質収支に関する調書
5. 平成23年度財産に関する調書
6. 平成23年度基金の運用状況に関する調書
7. 平成23年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
8. 平成23年度経営健全化資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成24年7月2日から7月30日まで

第3 審査の時間

午前9時から午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び事務報告等の関係書類により、地方自治法及び町の条例等の法規に基づいて適正に執行されているか、各課ごとに期日と時間を定めて関係課長、係長の出席を求めて収入と支出、事業の説明を聞き、また関係証拠書類の提出を求めて審査を行いました。

歳入歳出で指摘事項等が発生した場合、その都度課長と話し合い、改善等の指摘を行ってまいりました。

なお、審査に当たりまして、多忙な中に監査資料を提供いただいた方々に深く感謝申し上げます。

第6 決算書の調書並びに提出時期（地方自治法第233条第1項及び第2項）

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算書の送付については、法定の期限に提出されております。

第7 審査の内容

この決算審査に当たっては、玖珠町監査委員条例及び玖珠町監査委員規程、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置き審査しました。

1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
2. 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
3. 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。
4. 支出済額及び予算額は歳出簿と符合しているか。
5. 支出済額は証拠書類と符合しているか。

以下、9項目にわたり審査いたしました。

次に、3ページに移ります。

審査の結果

平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては監査基準並びに重点審査1から14に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行収入支出事務の処理については、適正に処理、運用されており、それぞれ適法かつ適正であることを認めました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額92億394万1,109円、支出済額88億3,418万5,042円、特別会計の計で収入済額44億5,345万2,637円、支出済額43億5,361万3,217円、総額で収入済額136億5,739万3,746円、支出済額131億8,779万8,259円となっています。この決算額を前年度と比較すると、一般会計では歳入決算額で3億5,937万8,000円、3.8%の減少で、歳出決算額は1,076万6,000円、0.1%の増加となっています。

次に、4ページに移ります。

決算の概況について説明をいたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入決算額の状況7ページ第2表のとおりで、総額が92

億394万1,000円であります。

その主なものは、地方交付税32億703万4,000円、町税15億7,231万5,000円、国庫支出金14億752万6,000円、県支出金10億7,719万4,000円などとなっています。

主な歳入について項目別に見ますと、次のとおりです。

①町税について

町税のうち町民税は収入済額5億7,793万9,000円と前年対比で737万5,000円の減額となっております。固定資産税は8億248万3,000円で、前年より591万4,000円の増、たばこ税は1億4,555万7,000円と前年対比で2,412万5,000円の増となっています。このような中に、未収入金額は1億4,471万3,000円、徴収率91.6%で、前年度より6,380万8,000円の減となっています。

また、滞納繰越額の徴収額は3,406万円と前年対比で568万7,000円の増額となっています。

今後も引き続き徴収体制の強化など、なお一層の努力と取り組み方を望みます。

以下、ご一読ください。

特に、6ページ、⑬その他で述べていますが、町有休地の有効利活用や売買等を含め、財産収入の模索を念頭に置き検討されることを望みます。

7ページには歳入決算額の状況、8ページに最近3カ年の自主財源及び依存財源、9ページに平成23年度自主・依存財源、下段には地方交付税3カ年比較表、10ページには町債発行額年度別比較表、11ページには経常一般財源、12、13ページには平成23年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページに移ります。

冒頭で述べましたように、歳出合計は88億3,418万5,000円であります。構成比順では、民生費20億3,298万1,000円は前年対比1億7,143万3,000円の増で、主なものは重度心身障害者医療費3,211万4,000円、障害福祉サービス介護等給付費2億1,108万7,000円、子ども手当給付費2億4,341万7,000円、児童措置費3億9,778万7,000円、介護基盤の緊急整備特別対策事業1億3,340万円、後期高齢者医療費2億8,488万3,000円などとなっています。

次に、総務費14億4,763万5,000円は、前年度対比1億6,978万4,000円の減で、主なものは、特防（森自治会館建設）事業1億3,689万円、旧玖珠自治会館解体事業2,635万5,000円、特防（玖珠自治会館駐車場整備）事業5,327万9,000円、地上デジタル放送共聴施設整備事業1,768万5,000円、地籍調査事業費8,006万円などとなっています。

次に、土木費11億4,697万2,000円は、対前年比3億308万7,000円の増で、主なものは総合運動公園建設事業6億6,824万5,000円、町道長匆線改築事業4,690万4,000円、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業（町道整備）2,410万2,000円、特定防衛施設周辺整備事業1億402万5,000円、日出生台演習場周辺障害防止対策事業4,444万3,000円などとなっています。

次に、教育費8億8,591万7,000円は、前年対比4億3,965万4,000円の減で、主なものは特防（日出生地区プール改修）事業4,393万5,000円、地域活性化・きめ細やかな交付金事業（幼稚園環境整備）1,662万2,000円、自治公民館改修事業981万9,000円、特防（宇戸自治公民館改修工事）事業926万

1,000円、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業（わらべの館記念誌作成）795万5,000円、河川敷公衆用トイレ整備事業2,207万2,000円などとなっています。

次に、衛生費7億7,382万3,000円は、前年対比5,655万7,000円の増で、主なものは簡易水道会計繰出金5,629万4,000円、乳児医療費2,624万5,000円、児童生徒医療費1,231万円、特防（玖珠町子ども医療費助成）事業基金積立2,300万円、子宮頸がんワクチン接種促進事業2,465万8,000円、塵芥収集業務委託4,305万円、合併浄化槽設置整備事業2,619万6,000円、し尿・ごみ処理広域負担金4億198万4,000円などとなっています。

次に、公債費7億6,436万5,000円は、前年対比1,608万9,000円の増で、主なものは農林水産業債、土木債、教育債、総務債などの償還で、地方債元金償還金6億5,764万円、利子償還金1億672万5,000円となっています。

次に、農林水産事業費6億2,447万3,000円は前年対比2,288万3,000円の減で、主なものは中山間地域等直接支払事業1億6,853万4,000円、集落営農経営発展支援事業317万4,000円、肉用牛繁殖農家経営安定緊急対策事業534万5,000円、広域農道負担金3,000万円、大原野営農飲雑施設整備事業1,589万8,000円、地域活性化・きめ細かな交付金事業（ハム加工場整備）824万2,000円、繁殖雌牛更新事業810万円、広域農道負担金3,300万円、特防（古後水路・水門改修）事業1,346万5,000円、特防（本田井水路・仲田水路改修）事業費920万9,000円、有害鳥獣被害防止対策事業費8,845万5,000円、森林整備地域活動支援交付金事業1,203万2,000円などとなっています。

次に、諸支出金3億5,135万9,000円は、前年対比9,087万9,000円の増で、主なものは基金積み立てで減債基金に5,016万5,000円、地域振興基金に3億29万7,000円などとなっています。

次に、消防費3億2,980万4,000円は、前年対比428万5,000円の増で、主なものは常備消防負担金2億1,935万円、県消防補償等組合負担金2,242万5,000円、特防（消防設備整備）事業1,511万2,000円、消防施設整備事業費2,682万円などとなっています。

次に、16ページ、労働費2億2,030万5,000円は、前年対比450万5,000円の増で、主なものはふるさと雇用再生特別交付金事業1億887万円、緊急雇用創出事業9,620万4,000円などとなっています。

次に、議会費は1億3,679万3,000円は、前年対比3,201万5,000円の増で、主なものは議員共済負担金4,171万8,000円となっています。

次に、商工費9,397万5,000円は、前年対比5,103万1,000円の減で、主なものは地域総合振興事業320万3,000円、工場立地助成事業105万円、社会資本整備総合交付金事業（豊後森機関庫整備）2,992万3,000円などとなっています。

次に、災害復旧費2,578万3,000円は、前年対比1,527万8,000円の増で、主なものは農林水産災害復旧費572万1,000円、林業施設災害復旧費364万6,000円などとなっています。

17ページには目的別歳出決算額の状況で、1款から14款まで示してあります。

次に、18ページには経常経費充当一般財源の状況、また経常収支比率の推移をあらわしています。

18ページの下の方の表にありますが23年度の経常収支比率は85.9%となっており、22年度より3.8ポイント

ト上がっています。経常経費の抑制に留意願います。

19ページには、性質別歳出の状況、20ページには性質別歳出の図表を示しています。

次に、21ページ、特別会計に入ります。

(1) 住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは、償還金の収納会計事業であります。収入済額は47万5,000円、収入未済額は3億126万7,000円です。未償還額回収には分割納入等の措置もとられ、努力はうかがえます。引き続き対策を講じ、なお一層の努力を要望します。

次に、22ページ、(2) 簡易水道に入ります。

収入済額は7,688万3,000円で、昨年と比較して3,700万5,000円の増となっています。主な内訳は、有収水量の増等により水道使用料が71万7,000円の減、一般会計からの繰入金3,691万9,000円の増、分担金が68万3,000円の増となっています。

支出済額は6,294万9,000円で、昨年度と比較して2,321万5,000円の増となっています。主な内訳としては、光熱水費の115万9,000円の増、工事請負費1,286万8,000円の増、新規加入世帯給水工事の58万2,000円の増、委託料の670万7,000円の増などです。

23ページには給水区域の概要、24ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に、25ページ、(3) 国民健康保険事業に入ります。

歳入歳出の決算の状況は、26、27ページに示してあります。

歳入総額は22億4,502万7,000円で、その内訳は保険税4億9,639万7,000円、国庫支出金7億2,000万2,000円、療養給付費交付金1,229万7,000円、前期高齢者交付金3億9,152万9,000円、県支出金1億1万7,000円、共同事業交付金3億5,416万9,000円、財産収入3万4,000円、繰入金1億5,553万円、繰越金777万9,000円、その他716万円となっております。

また、歳出総額は22億4,205万5,000円で、内訳は、総務費783万4,000円、保険給付費15億1,848万円、後期高齢者支援金等2億4,073万1,000円、前期高齢者納付金等71万6,000円、老人保健拠出金1万6,000円、介護保険納付金1億1,949万5,000円、共同事業拠出金2億9,905万2,000円、保険事業費2,030万4,000円、基金積立金3万5,000円、諸支出金3,539万2,000円となっています。

実質収支の状況は、480万7,000円の赤字です。年度末基金額は9,013万1,000円となっています。

国民健康保険の運営は、保険給付等に起因する歳出の増加により財政運営が困難な状況が続いています。平成23年度は保険税率の改定と徴収強化により、国保税の歳入が対前年度比5,832万4,000円の増となりました。今後も歳入確保を行うと同時に、生活習慣病による医療費の抑制活動等で事業運営の健全化に向けた努力が望まれます。

後期高齢者医療制度の廃止に伴う新しい医療制度の概要は、明確には示されていませんが、国民皆保険の基礎である市町村国保の重要性は変わらないものと思われれます。今後とも被保険者の健康づくりや健診等の保険事業を充実するとともに、国保事業の財政健全化に向けた取り組みに引き続き努力をお願いします。

28ページから31ページには、それぞれの実質収支の推移、被保険者1人当たり、1世帯当たりの保険税負担額の推移、目的別収支の状況、国民健康保険税決算調書が示してあります。

次に、32ページ、(4)介護保険事業に入ります。

介護保険関係の歳入総額は19億1,577万9,766円で、歳出総額は18億3,803万9,054円であります。

次に、33ページ、介護サービス事業勘定関係であります。

介護サービス事業勘定関係の歳入総額は2,240万6,363円で、歳出総額は1,802万8,163円です。歳入歳出差引残額の437万8,200円は、介護サービス事業勘定の中で次年度繰り越しとなります。

34ページから37ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、介護保険料決算調書が示してあります。

今後は、保健福祉事業の積極的な推進により、介護者の支援や介護予防への取り組みを引き続き強化する必要があります。また、給付費の抑制や利用者がよりよいサービスを受けるために、介護給付及び認定適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。このため、保健・福祉・医療の関係機関と十分な連携を図りながら、円滑な介護保険の運営ができるように一層の努力をお願いします。

次に、38ページ、(5)後期高齢者医療事業に入ります。

後期高齢者医療事業は、保険者(事業実施主体)である大分県後期高齢者医療広域連合が療養の給付等を行い、市町村は各種給付申請等の受付と保険料の徴収を行っています。

歳入総額は1億9,288万2,000円で、その内訳は後期高齢者医療保険料1億2,795万9,000円、使用料及び手数料4万1,000円、繰入金6,322万6,000円、繰越金52万1,000円、諸収入113万5,000円となっています。

また、歳出総額は1億9,206万7,000円で、その内訳は後期高齢者医療広域連合納付金1億9,074万8,000円、総務費92万8,000円、諸支出金39万1,000円となっています。

以下、39ページにかけて、歳入歳出決算状況、被保険者各種申請受付者の状況、後期高齢者医療保険料決算調書を示してあります。

次に、40ページ、平成23年度普通会計財政健全化審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査の結果の報告をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果、審査に付された40ページの表中の健全化判断比率及びその算定となります事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、①実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の14.95%を下回っており良好であります。

②連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の19.95%を下回っており良好であります。

③実質公債比率は、早期健全化基準の25%を下回っており良好であります。

④将来負担比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の350%を下回っており良好であります。以上、是正改善について特に指摘する事項はありません。

41ページには、健全化判断比率の推移を示してあります。

次に、42ページです。

平成23年度玖珠町簡易水道特別会計経営健全化審査意見書であります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、審査に付された42ページの表中の資金不足比率及び算定となります事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、①資金不足比率について、平成23年度の資金収支は黒字となっており、おおむね良好と認められます。また、是正改善を要する指摘する事項はありません。

次に、44ページ、45ページに審査意見書が記述してありますので、読み上げます。

審査意見書

財政運営について

東日本大震災の影響は、電力供給の制約や原子力災害など、国民生活に甚大な影響を及ぼしています。

政府は、大震災からの復興に全力を尽くすとともに、日本経済の潜在的な成長力の回復をするように、各種政策の取り組みを着実に実施しています。

また、地方では、公的債務残高は増加を続けていることから、財政健全化の取り組みもあわせて実施しなければならない状況でもあります。

そのため、政府は財政健全化と経済成長への取り組みを両立させる施策を実施しています。

本町では、平成24年7月に記録的な豪雨災害により、道路施設や農業用施設を初めとする各施設で、甚大な被害に見舞われました。そのため、豪雨災害からの復旧復興を、迅速かつ、きめ細やかに行う必要があります。豪雨災害からの復旧復興を早期に実現するとともに、国の進める施策の遂行と多様化する住民ニーズへの対処など、より一層の努力が求められます。

平成23年度決算審査の中で、経常収支比率は85.9%と前年よりも悪化しています。経常一般財源は普通交付税などで大幅な減額があり、また経常経費は増加するなど厳しい財政状況であり、財政構築の弾力性を失うおそれがあります。

歳出の内訳は、義務的経費37.1%（前年比0.6%の増）投資的経費22.1%（前年比2.5%の減）その他経費40.8%（前年比1.9%の増）となっています。

平成23年度普通会計財政健全化審査の結果は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており良好でありましたが、今後とも各施設や道路の維持管理費等を注視し、財政の健全性の確保に留意しながら住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため職員一丸となって行財政改革に一層に努力をされるよう要望いたします。

町税等の徴収について

「地方分権の推進に伴う税源移譲」や「税と社会保障の一体改革」など、税制改革が進められる中、地方自治体の自主財源である地方税の重要度が増してきていることから、税収入を確保することが求められています。

その徴収対策について協議するとともに、県と市町村及び市町村の相互の連携による地方税の徴収強化を図るため、地方税徴収強化対策連絡会議への参加や県税特別滞納整理室との共同徴収及び先進的な団体における取り組みの情報交換等を行うなど、徴収体制強化への取り組みによる成果があらわれていますが、さらなる徴収体制強化への取り組みが行われることを期待しています。

町税は歳入の根幹をなすものであり、また他の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅新築資金、町営住宅家賃、水道料等の収納等もあわせて、今後も滞納者への緊密な接触を図り、必要に応じ法的処分も取り入れるなど、負担の公平性及び財源の確保のため、収入未済額の解消に努力していただき、さらなる効果的な対策による滞納整理に努力されることを要望します。

町有休地について

町有休地の有効利活用について、売買等を含め検討されることを要望します。

46ページには平成23年度末債務負担行為の状況、47ページに基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項により、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

最後に、48ページにまとめを記述しておりますので読み上げます。

まとめ

平成23年度一般会計並びに各特別会計決算書及び財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査いたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しております。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りなく、非違な点も見受けられず、よく整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに、財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引き継ぎ得たことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入で3億5,937万8,000円の減で、前年対比3.8%の減となっています。これは、国の経済対策臨時交付金関係の事業完了に伴い、国庫支出金や町負担金分の基金繰り入れの減などが主な要因であります。

歳出では繰出金、物件費、補助費等が増加しました。普通建設事業費2億3,553万2,000円の減（前年対比10.9%）となりましたが、これは北山田小学校校舎危険改築事業、玖珠自治会館建設事業や地域活性化・公共投資臨時交付金事業等の事業完了によるものであります。

特別会計についても、厳しい財政状況の中で黒字決算を成し得たことは、評価するところでありますが、引き続き健全財政に留意が必要であります。

また、特に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定に伴う健全化判断比率等についての審査結果は平成23年度において、いずれの項目も黒字等により良好でありました。

この上とも、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等により行政の簡素化、能率効果を高め、経費の節減を図り、健全財政の継続と確立に努力され、暮らしやすい町、住みよい町、町民が安心して暮らせる町づくりを推進されるよう切望し、審査意見書のまとめといたします。

なお、公社等につきましても、関係課より説明をいただきました。

特に動きはなく、証書等も正規に管理されておりましたことを申し添えます。

次に、平成23年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

1 ページをお開きください。

平成23年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象 平成23年度玖珠町水道事業会計収支決算

第2 審査の期間 平成24年7月23日

第3 審査の場所 監査事務室

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び付属書類が地方公営企業法及びその他関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、会計諸帳簿、証拠書類の照合等、必要と認める審査手続を実施しました。そのほか事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条「経済性の発揮及び公共の福祉の増進」の主旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、監査を実施しました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、会計諸帳簿との照合結果も符合しました。

なお、決算内容、審査意見については次のとおりです。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の概要は、予算の様式順で説明することにいたします。

(1) 業務の予定及び実績について説明いたします。

意見書の1から2ページに示すとおりで、業務予定量に対し給水戸数で21戸、有収水量では1万2,363 m^3 の減となっています。また、対前年度との比較では、年間総配水量で3万5,746 m^3 の増、総有収水量では1万6,902 m^3 の減となっております。

有収率は81.0%で、前年度を3.9ポイント下回っております。

配水量の増減については、その年による使用量や気象条件によって左右されますが、本年度の増加は本年2月のマイナス14℃という異常寒波での配水管破裂による漏水が大きな原因と思われ、有収率81.0%の低下につながっていると思われま。今後も有収率の向上について、なお一層の努力を望む

ものであります。

次に、平成23年度水道事業決算額調べについては、意見書3から5ページに示すとおりです。

収益的収支について

事業収益の総額は1億5,898万2,515円、これに対する事業費用の総額は1億4,100万9,392円となっており、収支の差し引きにおいて1,797万3,123円の利益が発生しております。

(2) 収益的収入及び支出の内訳について説明いたします。

まず、収益的収入については、意見書5から6ページであります。またその内容については15ページの別表(1)を参照ください。

水道事業収益では、決算額1億5,898万2,515円であります。その中で、営業収益は1億5,888万3,235円となっており、主な内容については給水収益1億4,803万1,350円、受託給水工事収益879万885円、その他営業収益206万1,000円、営業外収益6万9,200円であります。この内容は、預金利息です。

次に、収益的支出である水道事業費用は、決算額1億4,100万9,392円であります。その中の営業費用の主な内訳については、源水及び浄水費として2,347万7,513円、配水及び給水費で1,881万8,393円、受託給水工事費879万885円、総係費2,654万5,961円、減価償却費4,070万5,430円などです。営業外費用は、企業債支払利息等2,124万9,310円で、特別損失を加算し、事業費用の総額で1億4,100万9,392円となっております。

(3) 資本的収入及び支出ですが、意見書の6ページと16ページ、別表(2)に述べておりますので参照願います。

収入については、本年度は施設整備に関する国庫補助金、企業債借り入れ、出資金等による収入はありません。

一方、支出については、施設の維持管理関係費等が主なもので、内訳は建設改良費4,688万3,302円、企業債償還金3,375万1,384円で、総額では8,063万4,686円となっております。

資本的支出に対し、資本的収入が不足する額8,063万4,686円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、過年度分損益勘定留保資金等により補てんがされております。

一時借入金については、意見書6ページに述べておりますが、借入金の限度額は1億円となっておりますけれども、本年度の借り入れはありませんでした。

議会の議決を必要としなければ予算の流用ができない経費については、意見書6ページに述べておりますが、いずれの経費についても予算の範囲内で執行されております。

2. 経営の概要及び経営分析について、意見書6から10ページで述べておりますが、税抜き額となります。

経営内容の詳細については、意見書17から18ページ、別表(3)の損益計算書を参照願います。

平成23年度水道事業会計決算は、総収益1億5,141万5,803円、総費用1億3,413万4,012円となり、差し引きで1,728万1,791円の当期利益が発生しております。

経営分析を営業、営業外の各項目で対比しますと、営業収支では収益1億5,131万6,385円に対し、費用は1億1,665万9,069円で、差し引き3,465万7,316円の利益となっています。しかしながら、営業外収支で対比しますと、収益7万769円に対し費用は1,611万5,710円で、差し引き1,604万4,941円の損失が発生しております。この営業外費用は、これまでの施設拡張事業の企業債利息償還分であり、経営上の大きな負担となっております。総合的に収支決算の伸びを見ますと、収益については前年度より86万7,745円の増収で、これに対し費用については総額で1億3,413万4,012円となっており、前年度比較で635万6,772円の減額となっております。

以上の営業成績の内訳については、意見書7ページ及び前年度比較17から20ページで述べておりますので、ご参照願います。

次に、意見書23から26ページの別表6、7による経営分析による内容についてであります。

自己資本構成比率ですが、総資本に対する自己資本の割合を示すもので、比率が大きいほど経営の安全性が高いと言えます。比率は年々増加しており、対前年比で0.5ポイント増加し、69.7%となっております。

3. 財政状況。

次に、財政状況については意見書11ページに述べております。詳しい内容については、意見書27、28ページ、別表(8)を参照願います。

4. 水道事業会計経営健全化審査意見書。

次に、11ページです。

平成23年度水道事業会計経営健全化審査意見書であります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果。

審査に付された13ページに表中の資金不足比率及びその算定となります事項を記載した書類は、いずれも適正に処理されて作成されておりました。

個別に申し添えますと、実質的な資金不足比率はマイナスとなっており、経営健全化基準の20%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められます。

以上、是正改善について、特に指摘すべき事項はありません。

まとめ

平成23年度決算の概要について、それぞれの項目で意見等を申し述べましたが、決算で示された経営実績は、前年に比べて事業収益が増となり、事業費用が減となっております。

事業収益の主な水道料金の増収を図るには、水道使用水量の増加または水道料金の改定以外にないと思われまます。給水人口の減少傾向で景気が低迷している状況下では、大変厳しいものと思われまます。

しかしながら、今後、区域内未普及地域への支管延長化や、核家族化に伴う新規加入者の増加による水道使用料金の増収が見込めます。また、経費において減となり、節減に努めてきたところが伺え

ます。

今後、さらに経費の節減に努力され、冬季の配水管破損に対する注意喚起や漏水調査などにより、有収率の向上に努め、健全な経営を行うことを期待します。

また、水道使用料金の未収金回収については、一定の成果はうかがえるが、なお一層努力されることを望みます。

独立採算制が原則の企業会計において、水道料金を財源としており、今後も企業債借入金の償還に伴い、償還金の支払いも年々増加しており、水道事業会計を圧迫することが予測され、さらなる経費節減が望まれるところです。

水道事業関係者は、昨年度策定した「玖珠町水道事業基本計画」並びに「玖珠町水道ビジョン2010」を踏まえ、財政状況を的確に把握し経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを強く望みます。

以上で終わります。

○議 長（高田修治君） これで、代表監査委員による監査結果の報告を終わります。

なお、中山監査委員は所用のため退席の申し出がありましたので、これを許します。ご苦労さまでした。

（代表監査委員 中山キミ子君退席）

日程第1 議案質疑

（議案第62号から議案第65号、議案第67号から議案第72号、議案第75号から議案第87号及び報告第4号から報告第6号）

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集2ページです。

議案第62号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 7番河野です。

まずお聞きしたいのは、損害賠償のことですけれども、説明書をもったんですけれども、町のほうで過失を認めるというところがありますけれども、この発生した原因はどこにあるのか。また、責任はどこにあるのか。それから、この方の、平成12年から約10年間雇用されておりますが、この雇用形態についてどういうものであったのか。臨時の方だったら大体1年で契約しかならないと思うんですけれども、その辺のことをお聞きしたい。

それと、先ほどの過失については、労働基準法の違反に当たるものではないかなというふうに思いますけれども、その辺はどう思われますか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えさせていただきます。

まず第1点、発生の原因となりますが、これについては1年雇用の契約を結んでおりまして、契約書の中で、3回ローテーションの2日昼間、夜当直という雇用形態を結んでおりました。その中で、雇用契約書の中に、その当直等も含んでおりましたので、こちらといたしましては、ここにありますような、時間外とかということは発生しなくて、あくまで雇用契約の中での賃金ですべてを賄うということで考えて、それで1年契約で10年間、ずっと継続になりますけれども、1年契約で10年間やってきたという状況であります。

以上です。

〔「質問は1点だけでない。質疑は3回しかできない。」と呼ぶ者あり〕

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 原因と責任についてであります。

まず、原因は先ほど少し述べましたように、こちらは雇用契約を結んでいるので、それですべてを賄うということで考えておりました。

責任において、その契約を結んだ時点で水道課のほうで結びましたが、その最低賃金と、その時間外の割り増しについての認識が少し不足していたところではないかと思っております。

以上です。

すみません。労基法についてであります。これについては、顧問弁護士のほうとも相談いたしまして、こちらのほうとして、この中にもありますように支払う分については労基法違反といえますか、その分が出るということで、裁判においてもそういう方向性だろうということで、和解のほうで決着の方向で進めてきたところであります。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今、もちろん裁判をすれば、もう労働基準法に違反するというので、明らかなのでということで和解したということですね。

先ほど、この雇用形態について、一番最初に聞いた、どういうところに責任があるか。だれに責任があるか。そういうところを先ほど聞いているんですけども、まだその辺がはっきり答えられていないと思うんですけども。その雇用するときに、そういうことの内容をだれまでがわかったのか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） この雇用契約書と結んだ時点におきましては、当人と町長と交わしてもらって当初は結んでおります。

○7番（河野博文君） 議長、ちょっとすみません。まだ答弁が全部一遍に返ってきていないんですけど、もう3回目になるんですけども、先ほど申したように、では当初の小林さんが、当初と言いましたよね、その後は次々かわってきていると思うんですけど、それもずっと小林さんのということになるのですか。

それと、臨時雇用の場合は1年ということで大体雇用していると思うのですが、10年間も続くというのは町のほうで普通考えられないと思うのですが、その辺はどう思いますか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 1年雇用で、1年ごとの契約を更新しておりますので、相手がこちら側、町長のほうもかわってきたところでそれで更新しております。

もう1点の10年間続いた件につきましてではありますが、そこが特殊事情といたしますか、維持管理等をやっていきますので今、職員が2名おましてあと1名ということで、3人体制で行っておりますので、こちらの都合になりますけれどもなれた方のほうが当直等は1人で行いますので、大変よいというか、運営上もよいということで10年間続いてきたということになります。

○議長（高田修治君） ほかに質疑はありませんか。

8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 臨時雇用ですから、ここの損害賠償請求の中の正規職員との差額というのは、臨時雇用ですから正規職員との差額は払うべきなんですか、そこら辺は雇用のときに決めているから、最低賃金のあれでしょうけれども、それはどういうふうなあれで出しているのかちょっとお聞きします。

○議長（高田修治君） わかりますか。

建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 言われるとおりですので、請求のほうは正規職員との格差のことについてありましたけれども、こちらのほうについてはそれは払うようにというか、和解の中では認めるようにしていません。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第63号、玖珠町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案集4ページです。

議案第64号、辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案集 5 ページです。

議案第65号、玖珠町災害派遣手当の支給に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） 9 番 秦 です。

これの災害派遣手当の件につきましては、東北の大震災ということで本町も職員が派遣されたと思うんですけども、これが平成24年10月1日から施行するということになっておりますけれども、これまでどういう手当で行ってきたんですか。

○ 議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○ 総務課長（帆足博充君） お答えいたします。

今回、条例の制定で提案いたしました内容につきましては、災害対策基本法に基づいて他の市町村から派遣される併任職員、自治法派遣ということになりますが、併任職員に対して災害派遣手当を支給するため、条例の整備を行うものであります。

現在、東北大震災への業務の支援で派遣職員も玖珠町から1名、現在派遣しているところでありますが、そちらの派遣先での条例整備がなされているところで、そういう手当も支給の対象になっているところではあります。

本町におきましては、これまでこの災害手当についての規定がございませんでした。今回、九州北部豪雨災害による他市町村からの災害派遣としての業務の職員を受け入れるに当たって、その手当規定がございませんので、派遣法に基づく基準により今回、条例を制定するものであります。

以上です。

○ 議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） 災害派遣手当ということでもありますけれども、これは職員の方が出張されますと、これの派遣についてもそうだと思うんですけども、手当が当然つきますね。それはどういう関係になるわけですか、これは二重にこういうふうな手当ということになるんですかね。そこら辺ちょっと教えてほしい。

○ 議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○ 総務課長（帆足博充君） 今、旅費との重複ということでありましたけれども、派遣になりますともうその町に所在して業務を行うということになりますので、手当は手当ということでありまして、旅費との重複ということ、旅費、その期間その旅費規定による支出はございません。

以上です。

○ 議 長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

○ 議 長（高田修治君） 議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案集 9 ページです。

議案第67号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番廣澤俊幸君。

○1 番（廣澤俊幸君） 1 番廣澤です。

15条の2、言葉の問題ですけれども、15条の2の最後、「この限りではない」とかこういう言葉、あいまいな言葉を使うのではなくて、「支給しない」というふうな言葉、明確にしないと、ある人によっては少しは支給されるのかという解釈もあるんですが、これは支給しないということでしょう、この限りではないということ。そしたらもう「支給しない」とわかりやすく書くほうが、マネジメントの人は間違わないでいいと思いますので、これからぜひ気をつけてもらいたいということを要望しておきます。回答いいです。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページです。

議案第68号、玖珠町手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページです。

議案第69号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第70号、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 9 番秦です。

これ、玖珠町は中学校終わるまで、中学生卒業まで完全無料化ということで、医療機関にかかるときの500円の負担も町がしているということでありましてけれども、このひとり親家庭についてはそのときに同じ児童でありながら、まだ償還払いで行っているのかということを知りたいです。

今、現物給付で500円は負担しなくてもよいようになっておりますね。そこら辺がどういうふうになっているのかお聞きいたします。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

現在は、これは12月1日開始の分なのですが、現在は現物支給で窓口の支払いによって領収証をこちらに提出することで自己負担も含めた個人負担、自己負担がないような仕方をしております。

この次、この改正のところは県下一斉に玖珠町のように自己負担なしでいっているところが問題になるところではありますが、医療機関で最初に支払うのではなく、その医療機関の窓口でもう差し引いた形で自己負担の500円だけを払うような形にすべきではないかというところの、各市町村の上乗せのないところが意見が出まして、医療機関との県での調整を経て、じゃあ償還払いにして窓口の負担を極力避けようという方法で統一しようということになりました。

そこで、玖珠町以下、九重もそうなのですが、一部負担をしている500円、500円も上乗せをして一部負担をしなくてよい町にとっては大変、個人にとっては面倒なのですが、これまでどおりその一部負担も窓口で、領収を持って来ていただければこれまでどおりの形で返納、返金するという、自己負担なしの形でしましようということに決定させていただこうということです。この条例の中の助成の方法の第8条とか、そのあたりで一部負担になる場合の500円負担についても町は助成しますという項目をこれに載せさせていただきました。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第71号、町道路線の廃止について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第72号、町道路線の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第75号、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について、別冊となっております、お出しください。

2ページ第1表、歳入歳出予算補正、歳入から13ページ、歳入歳出事項別明細書、歳入歳出最後まで質疑を行います。13ページまでです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、14ページ、歳入10款地方特例交付金、1項地方特例交付金から19ページ、歳入最後まで一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。19ページまでです。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、20ページ、歳出1款議会費から27ページ、4款衛生費最後まで質疑ありませんか。27ページです。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

22ページ、総務費の18目の諸費で過年度還付金200万円とあります。この過年度還付金の内容とどこに還付するのか教えてほしいと思います。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） こちらの18目の諸費の過年度還付金ではありますが、こちらのほうにつきましては課税誤りがございまして、その分が平成12年の時点までのさかのぼりということで、課税額プラス還付加算金がついた分でありますのが1件と、もう1件は建物を壊しておりますが届け出がないまま課税をしておりましたけれども、所有者のほうから申し出がありまして、根拠となる公的な書類を提出していただき、その消滅した年数までの証明ができる範囲内までを税の還付と加算金という形で、2つ合わせて約360万円ほどありますが、現予算額がまだ執行済額がまだ残っておりますので、上乘せという形で200万円ほど計上させていただいております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 7番河野博文議員。

○7番（河野博文君） まず最初の質問で、どこの会計、どこに還付する、支払うのか、その支払い先をとということをさっき聞いているのだが、まだ1つ目の質問でまだ答えられていないのでお願いします。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） その部分につきまして、お答えできるかちょっと調査させていただきたいので、後でまた。

〔「税の中身でどれとどれという。そして個人名」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（帆足浩一君） 内容ですか、それとも返した先の……。

○議 長（高田修治君） ちょっと待ってもう1回、どうぞ。

○7 番（河野博文君） 最初に聞いたのは、この過年度の還付金の内容の説明と、過年度還付金というところでございます。過年度還付金というのは、どこに過年度の支払いをするのか。過年度のもの、過年度を今ここに持ってきて何ですのかというようなことで聞いているんです。

最初に言い方が悪かったのかもしれない、僕は個人とかそういうじゃなくて、その処理で過年度還付金ということで支払うということは、その内容と支払いの、個人なら個人、名前言わなくていいですけども、2人なら2人に支払うということかどうか、その辺の中身を教えてほしいなど、個人の名前は出すとかそんなこと言っておりませんが。

○議 長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） 大変ちょっと質問の内容を勘違いしておりまして申しわけございません。

過年度還付につきましては2件ほどありまして、どちらとも固定資産税になります。過年度になりますので、平成12年度から23年度までの12年という形になります。還付先は町外の企業2件という形になります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 税の還付というのは、5年が限度じゃないんだね。これは10年たっても15年たっても、還付せないかんのですかね。

○議 長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） お答えします。

町条例のほうの詳しい内容をちょっと今調べておりますが、地方税法上では5年という形になっております。ただ条例上、還付し得る内容の確認ができる範囲内であれば5年を越えた年度に対しても応じるという形になっておりますので、そちらのほうの条例に従いまして還付をしております。

○議 長（高田修治君） ほかに27ページまでありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） いいですか。

それでは同じく27ページの6款農林水産業費から31ページ、7款商工費最後まで、質疑ありませんか。31ページまでです。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、同じく31ページ、8款土木費から34ページ9款消防費最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） なしと認めます。

次に、同じく34ページ、10款教育費から41ページ、11款災害復旧費歳出の最後まで、質疑ありませんか。41ページまでです。

9番 秦 時雄君。

○9番(秦 時雄君) 9番 秦です。

今回の災害で、災害復旧費として予算がそれぞれ上げられております。そういう中で農林水産とか林業施設の復旧とか橋梁とか、そういう予算が上げられておりますけれども、例えば田んぼや畑、そういう件については来年の作付ができるような状態の復旧はなされるのか、今年度中にきちっとできるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(高田修治君) 梅木農林振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長(梅木良政君) 来年の農地等の災害復旧を行い、復旧ができるかということだと思いますが、今回の甚大な被害につきましては、農地が全部で570カ所ぐらいの、ちょっと手元にないんですが災害がございました。約半分ぐらいは農地関係になっております。

ご案内のように今回、公共土木施設災害、道路河川の災害、さらには県の河川、道路災害等数多くありまして、農地災害につきましても今報告しました件数がございます。まず、優先順位を決めまして農業用施設、道路、農業用水路をまず受益者が多い関係で今年度中に発注し、年度内の完成をめどという形にしておりまして、農地につきましては来年、平成24年度に工事を発注するように現在計画しております。というのが、あくまでも農耕作をするためには来年の5月ぐらいには水路の用水が流れる、通水を確保するというような期限もございますので、その中で約600件ぐらいの工事ができるかという形を考えたときには到底無理だというふうに考えておりますので、優先順位をもとに考えております。

○議長(高田修治君) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

帆足税務課長。

○税務課長(帆足浩一君) 先ほど、藤本議員のほうから5年の縛りがあるのではないかというご質問でありましたが、条例の中に玖珠町税及び玖珠町健康保険税の課税誤りによる過誤納金の返還に関する要綱というのがございまして、その中に第3条の遡及期間という条があります。この中で、過誤納金の遡及期間は課税台帳等で確認が可能なもののみとする。ただし、納税者から領収証等の資料の提出があり、過誤納金額の確認ができるものについてはこの限りではないという形で、平成12年までさかのぼって支払いを行うものであります。

以上であります。

○議長(高田修治君) 13番藤本勝美君。

○13番(藤本勝美君) 答弁が出てまいりましたが、町の条例でそうなっているんですね。私の聞き及んでいるところでは、国税のほう、税務署のほうは5年が限度で、そこまでは還付されると。何が

そろっている、いろいろと領収とか納付書もそろっている。それが町のほうは10年、12年たとうが証拠書類があればいいということは、町民に還付ということで優しくしてある条例かもしれんけれども、県税、国税のほうは5年が限度ということで、少しこれは検討するところがあるんじゃないですか。これは後にまた総務課長等々とお話をさせてもらいますけれども。

○議長（高田修治君） 全体を通して質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 藤本議員の質問のときに税務課長が答えられたんですけども、条例がさっき、国民健康保険の条例と言わなかったですか、国民保険。先ほど言われたのは固定資産税の話であって、そこまで関連づけるんですか。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） ちょっと私の発言のほうがよく聞き取れなかったかと思うんですが、というか言い方が悪かったのかもしれないんですが、玖珠町税及び玖珠町国民健康保険税となっておりますので、固定資産税も含まれるということになります。

以上です。

○議長（高田修治君） 河野博文君。

○7番（河野博文君） わかりました。

それと、今回の予算の中で玖珠町のE C Oライフセンターの建設事業があります。これ完成してから管理は町がやっぱり管理されるようになるんですか、その辺お聞きしたいんですけども。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） ただいまの質問にお答えいたします。

当面は町が管理をしていくということを考えております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） それでは、維持管理はすべて町のほうでやるという考え方でよろしいですね。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） そうです。

○議長（高田修治君） いいですか。

ほかにありませんか。

10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 先ほどの秦議員の関連ですけど、災害復旧の農地の関係です。これが冠水関係で非常に箇所が多いと思うんですが、普通の災害復旧は考えてわかります。原型復旧ということではわかるんですが、土砂の取り除き等は非常に箇所も多いわけで、それでそういった中での対象にする、もし対象になるのか、どの付近まで範囲が対象になるのか、それが1点と。そういった申請等が出てきておると思いますが、そういう人たちの対応、今後どういうふうなふうに個別にやっているか状況、その2点をお願いします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えをいたします。

まず、土砂の流入に対する復旧工事でございますが、国の補助災害事業は下限が40万円以上というふうに採択基準となっております。40万円以上になる土砂除去につきましては、通常国の補助の災害復旧に計上しながら復旧工事を進めていくというふうになります。

しかしながら、土砂流入の少ない、要は40万円未満になる災害につきましては、今回補正でも計上しておりますが、今回の甚大な災害につきましては40万円未満も町の事業として取り組んでいくというふうを考えております。

あと、地元の対応でございますが、先ほどの補助災害の分についてと同等の対応をしていこうというふうを考えております。補助率は通常1月ぐらいに国の補助率が農用地、農業用施設や農地の確定をされます。それまでの間につきましては、今回地元負担金が多くなるということで、最高5%の負担をしていただくという形で今案内をしておりますので、今後補助率の確定がされたら、また補助率については検討をしていくということでございます。まだ議会の承認はございませんので、確実な説明を地元の方になかなかできないというような状況であります。ただ、40万円未満についても今回は災害で対応するというところでございます。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 今、40万円という金額を聞きましたけれども、その以下については町でできる限り対応するというところでございます。農村部におきまして非常に高齢化が進んでおまして、でき得る限り地区、自治区の中での共同作業をしております。しかしその中でどうしても追いつかないところがあるわけでありまして、こういった予算を少しでも町単独でも、単独で今回は絶対にやるんだということをお願いして、要望としております。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦です。

今回の災害で、急傾斜のかなりの崩落ということで、一部、例えば場所を言いますと立羽田の景です、あの急傾斜地が崩落して一部損壊したということで、あの場所は私有地と国定公園という、そういう場所になるということでもありますけれども、今回のこの補正の中にそういったその場所についてそういった新しい何か普及の対策というのは含まれているのかどうか。非常に国定公園という場所柄、さまざまな制約があると伺っておりますけれども、そこら辺のことを復旧対策はどういうふうになさされていくのか、伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 予算のほうに取り組んでいるか、立羽田の景の分ではございますが、予算書の40ページになります。

立羽田の景につきましても、林地崩壊事業という激甚災害が発生した場合に事業がありますので、

その事業に取り組むようにしております。委託も工事もあわせて取り組んでいくということで提案しております。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 昨日議案をいただいて、ちょっと一晩で見こなさんかったんですが、農林と建設土木で総額どのくらいの被害が今度の災害で出ておるか、教えていただけないですか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

公共土木のほうで5億5,345万円、農地のほうで9億7,800万円、林道で6,300万円、合計で15億9,445万円であります。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 今回の補正における災害予算の金額ということではありますが、ただいま建設課長が被害額としての合計額を申し上げました。今回、4号補正での災害予算関連ではありますが、約9億4,000万円の計上であります。

財源の特定財源、所要一般財源等措置しての、あとまた翌年度、次年度に総額的な被害は出ておりますが、本年度の当面对応できる予算計上としての金額的には9億4,000万円ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今年度なら、手をつけるのが予算的に上げているのが9億4,000万円ですね。この次年度に相当な額が上がってくるのか、それとも皆さんが日夜努力して積み重ねた被害の総額が、総額というか事業費にどのくらいか、我々はちょっと検討がつかないのです。相当な被害が出ておる。ましてや、予算的に上がってきたのが余りにもちょっと小さいから、こんなことで復旧はできるのかというのが我々の心配なんです。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 質問にお答えいたします。

まず、公共土木についてであります。今現在5億5,345万円と上げておりますが、これは被害金額といいまして、現地に行って測量して積み上げた金額ではありませんので、あくまで概算ということで、これ今から災害査定いたしますので、出す場合は被害金額は少し過大といいますか、実施のほうで査定後に金額が大きくなると困りますので、少し過大といいますか、総合単価というのがありまして、少し県の単価ですけれど大き目に出ておりますので、それに延長とかブロック積みなど面積と掛けて出しております。ですから実際に今5億5,300万円になっておりますが、これがまだ実施を組むと下がる可能性があると思います。

今、建設のほうで一応、3億何千万円予算を組んでおります。今年発注できる分ということで組ん

でありますので、次年度については多く工事を残すようなことにはならないと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 今、平井建設課長が申しあげました内容とほぼ農林業関係の災害も同等ではございます。

まず、被害額を約2週間程度以内に報告する義務がございますので、まず現場に行きまして簡単な測量をして、ある程度の総合単価をもとに被害額等を出しております。ですから、現実に災害査定を受けて額が確定をしていきます。よって被害額が若干大きく、実施の段階については小さくなるというのが過去の例からでもございます。さらに査定設計書をつくった後、工事实施の設計書をまたつくりますが、実施をした後入札をすれば、また若干下がってくるというような経過がございます。

一応、件数、被害額もたくさん出ておりますが、実際の発注になると若干下がってくるということ、先ほど申したとおり農地と施設の被害額が約9億7,000万円ございまして、箇所数につきましてはちょっと農地が340カ所、農業用施設につきましては230カ所ということでございます。数多くありますのでどうしても次年度に残るといふことと、災害復旧事業につきましては3カ年で工事を、事業を実施するようになっておりますので、これにつきましては町としましては2年でできるだけ上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 先ほどからちょっと額が小さいのではなかろうかというふうなことで私も言っておりますが、やっぱりこうした災害が出ておって大変なことはもう大変、大事業ですよ。だからひとつ予算的には、予算というか見積り的には少し多目に見てやらんと、これはまだまだ隠れた部分があると思うんです。あなたがた、課長が申したように4,340カ所、それから230カ所というふうな膨大な箇所もありますが、まだ40万円を超したらもう災害にかからんのかという風評が皆さんに行っておるから、これはもう出してもつまらんと、だめだろうということを出していない人もおる。我々が見てもばらばら、ばらばらいかれている。そこらも今後、いやこれは町はまた別に手立てしてやってくれるんだということも広報等で広く、広報すれば何ぼでも出てくるでしょうけれども、復興救済をぜひ力を入れていただきたいと思っております。これは要望として、そういうのを検討しておいてください。よろしく。これは委員会で言います。

○議長（高田修治君） 回答はいいですね。

梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 先ほどの秦議員さんからのご質問の立羽田の分ですが、予算書の29ページの6款9目の林地崩壊防止事業の中で取り組むようにしておりますのでご報告したいと思います。

○議長（高田修治君） それでは次に、議案第76号、平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算

(第1号)について、別冊です、お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号、平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、別冊になっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号、平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号、平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号、平成24年度玖珠町水道事業会計補正予算(第1号)について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番(河野博文君) 7番河野です。

先ほど賠償問題でも出たんですけども、その分の顧問弁護士の委託料が100万円と賠償金がこの会計から180万円、280万円出るようになっていきますよね。ですけど、これ公営企業事業というか、そういうことでさきの監査報告を聞いても結構厳しいところがある、何かあったときには水道料金の値

上げ等によるというようなことをされております、しなくてはならなくなる。そういうときに、これは先ほど聞いたときには、責任はといたら町長ということで答えられましたよね。だから、このお金については一般会計のほうから支払いして、この部分にここから払うのなら、この分の収入のほうに280万円入れないと、これが水道利用者に対しての負担になってくるんじゃないですか。そういうふうを考えられますけれども、どう思いますか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 質問にお答えいたします。

町長が公営企業会計管理者となっておりますので、契約方は玖珠町長になっております。ということで水道会計のほうから出すようにしております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） じゃあ、それはそれでいいとします。でも、これが水道を使っている利用者に負担が今度、転嫁されますよね、かわっていきますよね、だからその分に関しては町から個々で収入のほうに280万円入れて、そして280万円を出す。そういうふうな形をとらないと、この280万円が負のほうで残っていきますよね。だから個々で上げるのなら280万円を入れる、そういうふうなことを先ほど聞いているんですよ。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

一般会計から企業会計としての水道事業会計に繰り出しをという御意見でございますが、本来、公営企業法に基づく水道は独立採算の会計でございます。その繰り出しについてはそれぞれ法の中で規定がございます。公債費の償還等の繰り出し基準に基づく繰り出しということでございますので、詳細のほうは、ここで答えはできませんが、本来的に企業会計としての独立採算としての企業会計として、本来独立採算でありますので、一般からの繰り出しについてはその今言われる指摘される内容での繰り出しが可能かということになると、一応独立採算の位置づけの中での会計処理を行ったということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） これは先ほども言いましたように、一般の町民の方は280万円というのは責任はないわけですよ。それが今度負になってくる、負の資産になりますよね、負のほうに。そうしたときに、料金とかにこれが足らなくなったときには町民に行くわけですよ、利用者。それはおかしいんじゃないか。利用者はこれに対しては何も失敗していない、間違えていない、使わせてもらっている。だから今、いろんなところで、問題がほかのところにもありますけれども、そういうところ、失敗したときにその負担を、電気とかでもそうですけど、電気料金とかの値上げとかそういうふうな感じで持ってこられるようなことも含まれると思うのですよ。だから、その辺は町のほうで負担すべきじゃないか。そして、ましてこの弁護士の顧問料の100万円ですけれども、町は顧問弁護士として1人この人を雇っているのですかね、したときに、こういう相談で話ができなかったのか。100万円と

いう金額をまた別に出す、賠償金が180万円で弁護士料100万円とすごい金額のような気がするんです。だからそういう面を含めて、この水道会計の支出のほうが町民の利用者にいくという形になるので、それはおかしいんじゃないかなという質問です。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 基本的には事業会計の中で完結しなければ、それは受益者の中で完結するというので、ほかの町民の方に負担を求めるということになると不公平になるんです。基本的にはその受益者の中で完結するというので、そして事業というものは、その中においての事業会計の中において、その事業内でのリスクは、すべてのいろいろなリスク、リターンもリスクもその中で解決するというので、それを一般の町民のことに転嫁するということは説明できないと思いますから、基本的には事業会計でさせていただきたいということでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

町長が言われるのもわかります。一般町民に行くのも。ただ、この中で水道利用者にそれがはね返ることはおかしいんじゃないかと、先ほども何回も言いますが、これは利用者が何も失敗しているわけでも何もない、責任はだれにあるかと聞いたときに管理者であるということで説明された。裁判していくと、それが結果的に過失につながるからもう負けるというところで和解に持っていったというような話でございますので、この件につきましての280万円をこの水道から払うというのはどうも納得できないんですけれども、あと委員会でありますのであとは委員会のほうで検討してもらいたいと思います。

○議長（高田修治君） これで議案第80号の質疑を終わってようございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） お諮りします。

ここで昼食のため暫時休憩をいたしたいと思います。

職員の時間に合わせまして1時から再開いたします。よろしく申し上げます。

午後0時16分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（高田修治君） 再開します。

お諮りします。

議案第81号から議案第87号までの7議案は、平成23年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し付託の上、審査しますので本日は大別して質疑を受けたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

最初に、議案集22ページです。

議案第81号、平成23年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書については別冊となっております。お出してください。

1 ページ、玖珠町一般会計歳入歳出決算書から52ページ、22款町債歳入最後まで、一括して質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） いいですか。

次に、54ページ、歳出1 款議会費から112ページ、6 款農林水産業費最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、同じく112ページ、7 款商工費から165ページ、歳出14款予備費最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 次に、166ページ、実質収支に関する調書から192ページ、基金貸付状況まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページ。

議案第82号、平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別冊決算書となっております。

1 ページから35ページまでです。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第82号、この質疑を終わります。

次に、議案集24ページ。

議案第83号、平成23年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、別紙決算書の37ページから50ページです。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページ。

議案第84号、平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
決算書51ページから57ページ、歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページ。

議案第85号、平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
決算書の59ページから109ページまでです。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページ。

議案第86号、平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
別冊決算書の111ページから123ページまでです。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページ。

議案第87号、平成23年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、別冊となっています。

1 ページ、平成23年度玖珠町水道事業決算報告書から28ページ、企業債明細表まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。29ページです。

報告第4号、平成22年度玖珠町一般会計継続費精算報告書について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

報告第4号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

報告第5号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

報告第5号の質疑を終わります。

次に、議案集31ページです。

報告第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

報告第6号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議長(高田修治君) 日程第2、決算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、議案第81号から議案第87号までの7議案は、平成23年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算の認定であります。これを審査するため14名で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、14名で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

○議長(高田修治君) 日程第3、これより決算特別委員会委員の選任を行います。

ここで委員会構成のため暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまましばらくお待ちください。

午後1時09分 休憩

△

午後1時17分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が議
会に諮って指名することとなっています。

これから、決算特別委員会委員を指名いたします。

- 1 番 廣 澤 俊 幸 君
- 2 番 大 谷 徹 子 さん
- 3 番 宿 利 忠 明 君
- 4 番 石 井 龍 文 君
- 5 番 中 川 英 則 君
- 6 番 菅 原 一 君
- 7 番 河 野 博 文 君
- 8 番 尾 方 嗣 男 君
- 9 番 秦 時 雄 君
- 10番 松 本 義 臣 君
- 11番 宿 利 俊 行 君
- 12番 清 藤 一 憲 君
- 14番 片 山 博 雅 君
- 15番 繁 田 弘 司 君

の14名を指名いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました14名を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条2
項の規定により、委員会において互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

△

午後1時18分 再開

○議長（高田修治君） 再開します。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に、10番松本義臣君、副委員長に4番石井龍文君

が選任されました。

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第62号、議案第64号、議案第65号、議案第67号から議案第72号、議案第75号から議案第87号及び陳情3件)

○議長(高田修治君) 日程第4、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第63号は、議案の性格上委員会付託を省略し議案第62号、議案第64号、議案第65号の3議案、議案第67号から議案第72号までの6議案、議案第75号から議案第87号までの13議案は、会議規則第39条の規定によりお手元に配布しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号を除く議案第62号から議案第87号までの22議案は、付託表のとおりそれぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、陳情3件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、陳情3件につきましては、付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

日程第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

○議長(高田修治君) 日程第5、玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙について、選挙管理委員の任期満了に伴う玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙を地方自治法第182条の1項並びに2項に基づき行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、玖珠町選挙管理委員会委員の選挙は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名については議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

玖珠町選挙管理委員会委員に帆足耕三さん、秋好幸男さん、須野幸さん、江藤徳美さんの4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方々を玖珠町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方々が玖珠町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員については星野博行さん、久保喜延さん、村岡正則さん、高倉真由美さんの4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方々を、補充員当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方々が玖珠町選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。委員及び補充員名簿配布しますので、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。補充員の指名推選の場合は、補充員の順序を定めることになっておりますので、お手元の補充員名簿（案）の順にいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、補充員名簿（案）のとおり、補充員順序を決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日8日から17日までの10日間は各常任委員会、決算特別委員会、県民体育大会の参加及び議案考察のため休会とし、18、19日は一般質問を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、明日 8 日から17日までの10日間は各常任委員会、決算特別委員会、県民体育大会の参加及び議案考察のため休会とし、18、19日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1 時24分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成24年 9 月 7 日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 廣 澤 俊 幸

署 名 議 員 尾 方 嗣 男